

身体学研究の展開：研究における方法論の構築とその実践

Zur Entwicklung der Somatologische Forschung: Aufbau und Praxis der Methodologie in der Forschung

キーワード：現象学、質的研究、明証性、借問分析

Schlüsselwörter: Phänomenologie, Qualitative Forschung, Evidenz, *Shamon*- Analyse

武藤 伸司

MUTO Shinji

Abstrakt

Wir betrachten die Methodologie der Somatologie in diesem Papier. Die Aufgabe besteht darin, die Nützlichkeit und Wichtigkeit der qualitativen Forschung zu betrachten und die Evidenz des Erlebnisses anderer zu klären. In der qualitativen Forschung werden einzelne und konkrete Fälle untersucht, so dass phänomenologische Reduktion verwendet wird. Die phänomenologische Reduktion gewährleistet ja die Evidenz des Erlebnisses der ersten Person. Aber, kann dieser Methode die Evidenz des Erlebnisses anderer der dritten Person vertreten? Das müssen wir fragen. Daher stellt dieses Papier klar, dass Gerechtigkeit der qualitativen Forschung und Evidenz des Erlebnisses anderer durch „Intentionalität“, „Intersubjektivität“, „Interleiblichkeit“, „Regionale Ontologie“ argumentiert werden kann. Als qualitative Forschung mit ihrer Gerechtigkeit können wir auch die „*Shamon*-Analyse“ der Bewegungslehre bestärken. Wir möchten mit dieser *Shamon*- Analyse ein Forschungsprogramm der Somatologie aufbauen.

はじめに

身体学は、新規の学問領域としてその成立を目指し、そのための原理論と方法論がそれぞれ研究されてきた。まず原理論の研究であるが、それにおいて以下のことが課題となっていた¹。

1. 運動と空間構成に関わる「キネステーゼと時間意識」の研究とその分析方法の呈示
2. 「ゼロのキネステーゼ」による身体性と自我の発生の解明
3. 「間身体性」における感覚の形成と原交通（モノダの共鳴）の解明

これらは、キネステーゼと時間意識の研究(1.)と身体性と自我の発生(2.)そして、間身体性の問題(3.)の課題における原交通以外の要点)まで、その研究が遂行された²。したがって、身体学の理論的な骨子はほぼ構築されたと考えてよい。もちろん、これまでに規定された原理は、今後の研究の進展によっては変更の可能性はある。しかしながら、研究の核ないし足場は、キネステーゼと時間意識の関連を明らかにしたことで確保されていると考えられる。今後もこの理論的な骨子を基礎に据え、また常に再点検を施し、実情に合ったものへ改善していくことになる。

しかしながら他方で、方法論についてであるが、こちらは原理論ほどの確立はできていない。例えば、

身体学構築の当初に設定された方法論は、以下のことであった³。

1. 映像による運動の記録
2. 擬音語や擬声語、擬態語(オノマトペ)による表現
3. 運動や技に対する反省による経験の明確化
4. 運動や技に対する修得や達成という動機の言語化

これらは、身体学研究の方法における実践ということで、様々なスポーツと武道の実施者の協力のもと、記録の収集(1.)やレポートやインタビューの収集(3., 4.)がなされた。そのデータはある程度の量が揃っている⁴。しかしながら、そうした体験記述を中心としたデータを収集したものの、収集自体が作業として先行したため、その活用やエビデンスに関する方法論上の理論構築は詳細には考察されず、課題として残ってしまった。その課題とはつまり、実際のデータ収集の方法はもちろんだが、何より、それらの「収集したデータをどのような資格において扱うのか、扱うこと自体に関する理論的な正当性が確保できているか」、という点である。これらが未だ曖昧なままに留まっている。

なぜこうした点が改めて問題となるのか。この理由は、以前に拙論で述べた⁵ことではあるが、身体学研究が運動感覚の意味と価値を中心にして研究を展開するとすれば、自然科学的な方法における、事象を客観化して数的な処理を行うといった、いわゆる量的研究とは異なるという点にある。では、そうした一般的な科学の方法論を用いないとすれば、どのような探究方法がそうした課題やデータに研究の正当性を与えられるのか。これが問われねばならない。したがって、収集したデータを生かして探究を継続していくために、これらの問題を考察し、研究自体の方法論の確立が急がれる。

そこで本論考において論究される中心的な問題は、身体学的な研究を量的研究ではない「質的研究」としてどう規定していくのか、というものとなる。身体学の研究は、上述の通り量的研究のような一般化を目標と

してはいない。事実的な事象から本質を直観することはあっても、単に抽象化したり、モデル化したりといった、科学的な理想化とは異なる⁶。なぜなら、そうした抽象化から零れる具体性や特殊性にこそ、身体の実実があり、それが身体を成立させる諸要件を理解する手引きになるからである⁷。したがって本論考では、論究の方向性として、(1)体験記述という質的な研究方法の妥当性を考察し、(2)身体学における研究のプログラムを提案する。これらのことによって、どのような手続きから指導者や選手による体験記述が研究素材としてエビデンスを有するのか、ということを示し、その上で最終的に体育やスポーツの現場における身体学の実践的な研究プログラムを構築したい。

1. 他者の体験は明証性を持つのか

1) 質的研究の意義

身体学研究において研究対象となるのは、スポーツ、武道の領域で言えば、指導者や選手といった現場において活動する人たちの生き生きした体験そのものである。身体学では、現場において生じている体験の在り方とその変化における機微をインタビューや本人の自己反省によって取り出すのだが、そこに示される内容をいかに理解し、分析し、解釈するのか、という点から研究が進められる。つまり、身体学研究は、研究対象者の運動経験の価値と意味をそのまま研究の素材とし、そこから身体経験の本質を理解することを目的とするのである。こうした研究の仕方は、周知の通り、すでに現象学を応用した諸学問領域(スポーツ運動学、精神病理学、看護ケア、リハビリテーション等)において用いられている。こうした諸領域全てが「身体」を巡って研究が展開されていることからすれば、身体学もそれらに与する研究となる。だが、そこで共通することは、単に身体に眼目が置かれるということのみではなく、生き生きした個々人の体験という内容豊かなデータの有用性と重要性である。

体験内容の有用性と重要性は、直観的にも理論的にもそれぞれの実践領域で確認されている。代表的なもので言えば、分裂病(統合失調症)を現象学の

方法を用いて研究したブランケンブルグの『自明性の喪失』⁸がある。ブランケンブルグは、患者の詳細な病歴提示に基づいて、「患者の経験、体験、行為および自己表出(Sichdarleben)を規定している或る特別な生活世界が、【彼にとって】どのように構成されているのか」⁹ということを問題にし、分析を行っている。そこでブランケンブルグは、生活世界という「前科学的経験段階」¹⁰における特定の患者の詳細な病歴提示を主題にすることで、その段階における精神病的な内容の豊饒さの指摘と、その分析によって見いだされる精神病理の新たな本質規則性、すなわち超越論的自我と経験的自我の関係における障害という発見を得た。このように、ブランケンブルグのこだわった臨床という場を研究フィールドとした学問領域の構築、より具体的に言えば、患者や当事者の具体的な体験の活用は、以降の実践系の研究領域に新たな展開をもたらし、発展を促進させたと言えるだろう。

では、こうした有用性と重要性を持つ具体的な体験というデータは、諸学問の中でどのような方法により収集されるのか。このような体験の諸内容を研究に用いるための方法は、繰り返すが、自然科学的な客観性重視の量的な研究方法ではなく、主観的な意味と価値を巡る質的な研究方法となる。その質的な研究方法とは、例えば、社会学由来のグラウンデット・セオリー・アプローチやエスノグラフィー、カウンセリング分野における、ナラティブ・アプローチやフォーカシング、シンキング・アット・ジ・エッジ、現象学由来の解釈的現象学的分析や借問分析などがそれである¹¹。近年、こうした主観的な経験の特殊性や固有性を重視する研究が隆盛しており、人間存在の実存的な意義に関わる活動を研究する方法が模索されている。

こうした質的な研究方法の現状について付言するとすれば、2010年代に入り、国内では関連する書籍が多く出版されているということが指摘できる。質的な研究自体は、心理学や社会学が従来から用いてきたものであるが、近年では上述のように、医療、看護など臨床領域から現象学的な体験記述を求める傾向が強まっている¹²。また、様々な質的研究方法を集

めた書籍も注目を浴びている¹³。したがって、エスノグラフィーや、ナラティブ・アプローチなど様々な方法が提示され、枚挙に暇がないのが現状であると言える。そうした諸々の方法論は、医療臨床領域だけでなく、「現場」を持つ研究領域では共通の関心事であり、本研究が関わる体育学領域においても同様である。特に、スポーツ運動学では、指導者と選手との「借問分析」が基礎的かつ本質的な研究方法である以上、こうした研究動向と呼応するところが多分にあると言えるだろう¹⁴。

そうした現場において見いだされる生き生きした体験の内実を研究対象とする場合に、上記の研究領域でフッサール現象学の「現象学的還元」が方法として用いられることが多々ある。この方法が用いられる理由は、研究者が研究対象者の記述や発言に対して、先入観を排除し、それらをありのままに捉えて考察するといった方法的な態度を有する点にある。この方法は、現象学における「事象そのものへ」という格率を最もよく示している。例えば、我々は、知覚や表象、判断という認識作用を無意識に行使するが、それらにおいて無批判的に、素朴に対象措定¹⁵してしまう。この対象措定は、研究において回避すべき偏見や先入観といった認識のバイアスを原理的に生じさせてしまう。認識のバイアスがそのように不可避免的に生じてしまうからこそ、この方法によってそれを意識的に解除せねばならない。そうすることによって、事象の現われをそのままに保持しつつ、バイアスを含めた認識自体を吟味したり、その現われの新たな解釈の可能性を開いたりすることができるようになる。このことが、現象学的還元の優れた点である。

2) 質的研究方法としての現象学の問題点

この現象学的還元という方法は非常に高い汎用性と有用性を各領域の研究にもたらしている。上記の各学問領域と現象学をキーワードとして検索すれば、多くの文献と論文がヒットするだろう。だがそこで、現象学的還元を遂行した後に露呈された内的意識という主観的な体験を研究対象とする際に常に問題となるのは、その体験のエビデンス(明証性)である。なぜこの体験のエビデンスが問題になるかと

言えば、感性的な直観内容がいくら本人にとって明証的であっても、客観的でないということから、そもそもデータにならないという考え方(批判)が一般に支配的だからである。体験とは、他ならぬ「私の」体験であり、主観的かつ私秘的であるため、確かに客観的ではない。この問題は、現象学だけでなく、質的研究の躰きの石とも言えるが、しかし逆に、この問題を解決できれば、現象学の方法は哲学と科学を架橋するための橋頭堡となり得るだろう。

この問題について、各研究とも、必ずと言っていいほどこの点に関する考察を含めながら現場での研究を行っているにもかかわらず、その根拠はそれほど明確に、積極的に規定されているとは言えない。例えば、「現象学的還元をしているので質的研究がそのままできます」と言うだけで、諸科学や他学問の領域にコミットできるというわけではない。確かにフッサールもメルロ=ポンティも、そしてハイデガーも、諸科学の成果を参照して現象学的な探究を深めているが、その先例を引き合いに出ささえすれば、各学問領域における前提的な規定、すなわち現象学的研究にとって括弧入れしたいバイアスをキャンセルできるということではないのである。それらの学問が語る事象や領域に合わせて、それらの前提となっている点、核になっている点を常に確認し、できる限り正確に理解しようと努めなければ、研究の足場が貧弱なものとなるだけでなく、非常に不躰な話にしかならなくなってしまう。

そうしたことを回避すべく、近年、そうした前提に対処し、現象学的な研究遂行の根拠を示すために、ジョルジの研究が参照されることが多い。その理由は、ジョルジが、科学がそもそも間主観的なものとして成立するというフッサール現象学の考え方に依拠して、質的研究の正当性を主張しているからである¹⁶。つまりそれは、極めて雑駁に言えば、古い主観-客観図式で科学を考えるのではなく、間主観的に客観が成り立っているという考えに立てば、個々の主観も正当性を認められるという主張なのである。この主張の下で、こうした間主観性という理論を持つ現象学的な研究は、諸学問の領域に入り込む正当性を一応保証することができる。もちろん、この観点は、他者の体験の明証性を確保するという点に関して強い意味で

主張されているわけではないが、少なくとも、個々の人間の経験自体をデータにすることを認めていることには変わらない。現状、各領域の研究は、こうしたことを根拠に進められているが、本論考では、さらにその前提に踏み込んで論究し、さらに強硬な正当性を有するために、明証性の観点から補強を試みる。

とは言え、そのような質的研究の隆盛があるとしても、研究が「学問/科学(Wissenschaft)」であるためには、一般化(客観化)によって「現象の確からしさ(蓋然性)を増す」という目的を履行しなくてはならないということも前提としてある。そうしたことが前提として外し得ないならば、研究内容が偶然的な事例のみに完結するのではなく、類似の事例にも敷衍されねばならない(まさにモデル化とはそうした意図の結果である)。こうしたパラダイムは、科学の存在意義ですらあるだろう。そのため、例えば自然科学でなくても、社会科学系、人文科学系である社会学でも心理学でも、調査対象者の主観をアンケートによって点数化し、統計処理をして量的な研究に転換し、数字の頑健性に依存した客観性を確保する研究方法が一般的に用いられることとなる。

だが、周知の通り、現象学は、そうした主観的な体験の「絶対的な疑いなき」という認識の確実性から、体験のエビデンスを認識の内部から確保する。この意識体験における固有性と一回性(偶然性)は、一般性という誰でもない誰かに妥当する言明を目指すのではなく、たった一人の、たった一度の事象を浮き彫りにするためのものである。精神病やリハビリテーション、看護など、特に医療領域では、まさに個人個人の患者にとっての固有な病の痛みや苦しみ¹⁷が問題になるのであって、一般的な病名の理解が問題になるのではない¹⁷。これはアスリートや芸術家にとっても同様であろう。技の狂いやスランプ、創造性の停滞といった、実存的な「限界状況(Grenzsituation)」¹⁸は、一般化などできないのである。このことから現象学は、外部から観測のできない意識の内実を探究するために、固有の体験の開示とその明証性に基礎を置くのである。

では、単に体験の明証性に従って固有の経験を並べ立てれば研究になるのかと問われれば、それは

現象学の方法にとっても是とは言えない。なぜなら現象学は、一般的な科学とは全く異なるパラダイムであるにもかかわらず、それと同様に、普遍的な真理を探究しているからである。その探究において用いられるのが、現象学のもう一つの方法である本質直観である¹⁹。その方法とは、現象学的還元によって露呈された意識における現出から、その現出が現出として生成される根本構造(形相や形態)を見出し、それを本質として看取するというものである。だがそこで得られる本質は、変化や更新を前提とした開かれた本質である。つまり、固定的な、永久不変という理想がバイアスとしてかかっているといった意味での本質ではなく、「事象のありのままのかたち」を手に入れるための手続きなのである。例えば、歩くという運動、あるいは走るという運動など、どんな運動であっても、その動きには固有の運動感覚が生じている。この「固有さ」は、人によって歩き方が異なったり、ケガをしていつも歩き方が異なったりといった、その個人の、あるいはその都度のケースごとにおける運動感覚の感じられ方を示している。そうした感覚をありのままに取り出すことで、運動感覚のバリエーションが現象学的な探究の原点として呈示され、それらを基にその運動感覚ごとの成立要件が直観されるようになる。それぞれのケースにおける運動感覚の気にも留めないような差異性に肉薄することで、その隙間に運動理解全体の豊かな可能性を垣間見ようとするのが、この本質直観という方法の特性なのである。

したがって、先入観という認識(哲学で言えば形而上学的な存在の希求)のバイアスを現象学的還元で外し、それによって露呈された現象の、それ抜きではその現象自体が成立し得ないという構成要件や条件を必自然的なものとして見出すことによって得られるものこそが本質なのである。こうした意味での本質は、科学の蓋然性の精度を高めることや、理想化して一般法則を提示することとは本来的に異なっている。現象学で探究される本質、すなわち科学的な意味での普遍的な真理の探究と異なるということは、以上の意味において理解されるだろう²⁰。

しかしながら、現象学的な諸々の方法に有用性が十分あるとしても、以下の問題が未だ明らかでない。

それは、そもそも現象学的還元が、基本的に「現象学する人」の意識の内在的な与件を研究対象とするための方法であり、すなわち一人称的な体験の記述をするものである、という点である。これがなぜ問題になるのか。それは、現象学的方法が一人称的な体験にしか明証性を主張できないという点が前提になってしまえば、質的な研究を目指すと言っても、そうした研究対象者の体験に「研究素材としての明証性」を主張できなくなってしまう、という問題が生じてしまうからである²¹。記述やインタビューとして他者から提示された主観的な内容は、いくら固有の体験が大事であると言っても、研究素材としていかなる資格を持つのかははっきりしないままでは、こうした疑問を払拭できない。あるいは、弱い解釈としてだが、その疑問を保留のままにし、提示された記述やインタビュー内容は、現象学的還元を遂行している研究者が解釈しさえすれば、その素材の真偽や曖昧さを問わずに済む、という措置を前提としてしまうことも考えられる。いずれの問題にせよ、研究者にとって、研究対象者の体験である記述や証言を研究素材とすることの妥当性は、いかにして保証され、いかにして明証性を主張できるのかを明らかにする必要がある。

2. 他者の体験が明証的であることの原理的な考察

1) 研究対象者の体験記述の明証性をいかにして確保するのか

研究者が上述の現象学的還元と本質直観を遂行できるということは、実践上、言わずもがなの技術であるが、しかしそれに伴って、他者の体験における明証性を主張するためには、手続きとして、以下の理解が必要であると考えられる。それは、現象学的な思惟や研究を遂行する際に理解しておくべき前提としての「志向性」、「間主観性」、「間身体性」、「領域存在論」という四つ規定である。それを明確に論じることなく、理解することなく、研究者側の「態度」や「技術」ということに依存するだけでは、上記のような他者の体験における明証性の有無に関する批判を免れ得ない。そのため、以下からこれら四つの規定を考察

する。

明証性確保の可能性のために、これら四つの規定に基づかなくてはならないということは、まずその体験記述に触れる研究者自身が現象学的な態度でそれを受け取ることが前提であるが、それは何より、一つ目の志向性を理解し、その眼差しで事象や記述を捉えなくてはならないということである。志向性とは、あえて一言で言うならば、認識主体が世界と切り離し得ない相関性を持つということの意味している²²。それによって、科学の前提である主観-客観図式が解体され、客観的な明証性という思考自体が、一つの操作概念であることが暴露される。それによって超越論的な考察の次元が開示され、むしろその客観や客体というものが純粹に存在するものではないということ、ひいては、それは厳密な意味においては根拠にならないということが明らかになる。したがって、この志向性を理解することで、主と客の、すなわち自己と他者のシームレスな状態が見出されるのである。そのことによって体験は、一人称でも三人称でもない、いわば先-人称的なもの、すなわち人称が付される以前の状態に引き戻されるのである²³。

このことが、まさに問主観性の理解を導くものである。志向性の原理において、自己と他者が同等のものとして看做されるのであれば、共存関係や共通理解の根は、先-人称的な次元において指摘されることになる。こうした、超越論的な発生の次元から各々の主観性が成立してくるということを鑑みれば、自己の体験の明証性も、他者の体験の明証性も、権利上は同等であるということが導かれる。

とは言え、当然ながら他者の経験自体を自らの経験とすることが原理的に不可能であることは自明である。他人の痛みを自分に痛みとして感覚することはできない。しかしながら、実際に共感や同情は可能である。これは感傷的な欺瞞などではなく、確固とした事実として意識に現出している。このことを現象学的な態度で真摯に捉えるのであれば、そこに問身体性という原理が見出される。フッサールは、自己と他者の志向的な相関関係の中で、身体感覚の受動的な対化(Paarungペアになるということ)による感情移入が成立することを詳細に論じ、また、メルロ=ポン

ティがそれを土台にして他者の経験を問身体的に把握し、理解することを主張している²⁴。これらの理解を通じて、研究者と対象者のコミュニケーション自体が根源的に成立することが明確になる。つまり、他者が私と同様に「体験をしている」ことの明証性は、フッサールにおけるモノドロギーの感情移入論、そして受動的総合の分析から露わになる原コミュニケーションという等根源性のから論じることが応用的に可能である。これはすなわち、原理論として認め得るということでもある。したがって、これらの要件を明確化すれば、他者の経験の必自然的明証性が導き出されることになるのである。

もちろん、こうした自己と他者の問身体性ないし等根源性から、意識に相関する「他者の意味や価値」までもが失われるわけではない。そうした自己の意識の相関項である他者は、相関項として逆にそれ固有の本質を際立たせ、他者という本質を主張する。それにより、その本質は意味的に際立つことで何らかの類概念に組み込まれることになる。例えば他者の身体活動について、その対象が、自然の領域(物理的な側面における身体の領域)に属するのか、精神の領域に属するのか、といった具合で、際立ち立ち現れている意味がその内実即してグループが作られる。このように、一個の概念的なグループが形成され、意味の存在として確定されることを、現象学では領域存在論と言う。

以上のように、現象学における四つの細やかな他者研究の理解を通過すれば、他者の体験の明証性は、必自然的なものとして確保できるのである。したがって、研究者は、こうした現象学の厳密な他者論の理解という手続きを通してはじめて、本来的に他者の体験を研究対象とすることができるのだと言えるであろう。

2) 手続きを通過した質的な研究方法としての借問分析

以上のように、現象学の四つの規定を通過することで明証性が確保された他者の体験に対して、どのような研究の方法が適切なものと言えるのか。つまり、研究者が研究対象者の体験記述をどのように受

け取り、どのようにして入り込んでいくのか、という点について、その方法論が確立されている質的研究があるかどうか、ということである。すでに様々な方法を上記したが、紙幅の関係上、それを一つ一つ吟味することはしないが、それでも、以上の手続きを通過した方法は、おそらくそれほど多くはないだろう。なぜなら、上記の方法のほとんどがフッソールの現象学的還元を用いているとは言え、逆に言えばそれに留まっており、「解釈的現象学的分析(interpretative phenomenological analysis)」²⁵(以下、IPAと略記する)にしかかっていないということである。

IPAは、現象学と解釈学²⁶を理論的な支えとした「個性記述学(Ideigraphy)」という質的な研究方法である。これは、個々の人間の個性記述を正当化するために、経験をありのままに取り出す現象学的還元を用い、その経験を(認識論ではなく)存在論的に解釈するという、記述的な心理学である。これらは、ほとんどの質的研究の基本として了解されるものではあるが、しかしながら、本論の主張からすれば、以上の手続きのうち、間身体性と領域存在論を経ていないため、明証性に関する批判を免れ得ないだろう。特に間身体性の議論は、他者の経験を論ずる上で最も重要な観点であり、前提的な理解である。実際、上述のジオルジの論及ではこの二つの観点が見られない。では、IPAとは異なる、さらに厳密な質的研究を実現している方法とは何か。それは、スポーツ運動学における借問分析であると言える²⁷。

スポーツ運動学では、金子が上記のフッソール現象学の他者経験の議論を下敷きに、「借問」という指導者(伝え手)と選手ないし生徒(受け手)の運動感覚の分析方法を呈示している²⁸。借問とは、次々に畳みかけていくように質問することだが、この点について金子は、「伝え手と受け手のテキストの共通理解がまずもって前景に立てられる。その運動テキストにおいて、「先行理解」の運動メロディーの共鳴から始めなければならない。伝え手としての指導者は、受け手の各種の創発能力を丹念にチェックし、学習者のもつ運動感覚能力のプロフィールをとらえておく必要がある。同時に、指導者は自らの伝えようとしている運動メロディーのあるべき目標像を厳密に志向分

析し、その運動テキストの先行理解を確認しておかなくてはならない・・・(中略)・・・伝え手自らの運動テキストの志向分析ができていることが観察前提になる」²⁹と述べている。また、「教師と生徒のあいだに存在する人間形成という教育の-絆も、単に皮相的な同情や共感的な言葉だけの交信では不十分である。相互に本原的な固有領域という「自己性」と「身体性」に根を下ろした、生き生きと息づいている運動感覚交信によってこそ、「間身体性」を成立させるのであり、それを支える指導者の専門能力として、この運動感覚交信能力こそ決定的な意味を持つ」³⁰とも述べている。これらの言及から一目瞭然であるように、借問分析という方法は、厳密な現象学の研究、すなわち本論で示した手続きを経ていることが分かる。志向性の分析、運動という領域存在論の確定、問主観的な眼差し、間身体的な原交通を土台とすること、全てが揃っているとと言える。したがって、借問分析は、研究者が選択すべき質的な研究方法として、確固とした資格を具えていると言えるのである。

おわりに

以上のことから、他者の体験が明証的であること、そしてその明証性を確保した上で質的研究を行うことの手続きが理解される。方法に対するこうした原理的な研究を通じて、かつそのための必要な手続きを踏むことから、他者の体験を研究データとする質的研究の正当性と資格が得られると考えられるのである。

しかしながら、提示した借問分析は、以上の手続きを踏んでいるからこそ、そう簡単に遂行できるものではないとも言える。現象学の深い見識を必要としてしまうことから、その現象学の理解自体で、かなりハードルの高いものとなってしまふ。また、借問分析は、基本的に指導者と学習者の緊密なコミュニケーションが成立していること、両者の信頼関係、領域における経験的な蓄積など、方法として実効性を持つためには、様々な要件を必要とするだろう。この方法は、単なるマニュアル的な方法の理解や手順の整理で達成されることはないということが強調されねばならない。それは、間身体性という要点が、単なる言葉の

理解という次元には留まらないからである。だからこそ、この方法は、体育指導者やスポーツ選手のように、現場を持って深く関わっている者において実行可能性を有し、実践系ではなく、現場を直接に持たない理論系の研究者の参入は容易でないのである。そのため、以上の要件からすれば、そのような研究者は、積極的に現場へ関与することが求められることになる。これが困難な課題であるとは言え、その点はスポーツ運動学研究の核であるため、外すことはできないだろう。伝承という関係は、互いの志向的な地平に入り込むことを必要とするため、実践経験はもちろん、少なくとも「現場へ居合わせる」という経験は不可欠な要件となるだろう。だが、だからこそ身体学研究では、そうした直接的に現場を持たない研究者にも研究の参入をいくらかでも容易にし、実行可能な研究方法を呈示し、研究成果の多様性と可能性、そして一般性を拡張したいという目標が生じる。もちろん、この借問分析を一般の研究者が使用可能かどうかは、さらなる分析を要するとしてもである。

借問分析の有効性は非常に魅力のあるものであり、質的な研究方法として活用が期待される。そこで我々は、多くの領域で個別具体的な諸問題を解決するという目的を達成するため、借問分析の骨子を参考とした、身体学研究の探究プログラムが構築できるか否かの可能性を模索せねばならない。今のところ予想されるプログラムの要点は、やはり「対話」ということになる。身体学研究が研究対象者の運動感覚の呈示と分析を研究方針として持つ以上、その豊かさを引き出すために、記述にしろインタビューにしろ、対話という行為が欠かせない。その対話の中で、例えば、研究者の質問による問題提起と、研究対象者の記述、発話における内的意識の出力を繰り返し、サイクルを作る。そうすることで、実践における内容豊かな直観と、理論における言語化によって相互作用を生じさせ、両者にとって新たな発見や経験を創発する可能性を導くことができるのではないかと考えられる。こうした発展的な探究プログラムを具体化することが、今後の課題となる。

*本論は、科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)若手研究B(課題番号16K16497)の支援を受けてなされた研究、その成果の一部である。

注

¹ 拙論「『身体学』の研究課題—身体学という学問体系の構築—」『東京女子体育大学・東京女子体育短期大学 紀要』所収、東京女子体育大学・東京女子体育短期大学第51号、2016年、54頁参照。

² 1. の課題に関して、学会発表「身体と運動に対する現象学的な考察—未来予持の観点から—」(日本体育・スポーツ哲学学会第39回大会、2017年8月)において、メルロ=ポンティの身体図式をキネステーズと時間意識から捉え直す試みを行った。また、2. の課題について、拙著「幼児身体学の概要と課題」『東京女子体育大学・東京女子体育短期大学 紀要』所収、東京女子体育大学・東京女子体育短期大学第52号、2017年、45-53頁参照。またこの論文の中で、間身体性にも触れているため、3. の課題は半分ほど遂行されていると言えるだろう。

³ 武藤(2016)、55頁参照。

⁴ スポーツや武道でおよそ20種目の競技者から体験記述やインタビューデータを集めた。具体的には、筆者のゼミナールに所属する学生を中心に、延べ40名ほどの協力を得ている。他方、擬音語やオノマトペについては、収集データの中に散見されるが、分析は行っていない。

⁵ 武藤(2016)、52頁参照。

⁶ 科学におけるモデル化の有用性は否定しないが、しかしながら哲学の立場からすれば、それは「解釈」という認識論的な基盤を考慮しないまま、無批判的に使用することはできない(マイケル・ワイスバーグ『科学とモデル』松王政浩訳、名古屋大学出版会、2017年、20-21頁参照)。

⁷ この「手引き」という考え方について、拙論「現象学と自然科学の相補関係に関する一考察(2)」『エコ・フィロソフィ』研究』第10号所収、東洋大学「エコ・フィロソフィ」学際研究イニシアティブ、2016年、133-141頁参照。

⁸ ブランケンブルク, W. 『自明性の喪失』木村敏、

岡本進、島弘嗣訳、みすず書房、1978年参照。

⁹ ブランケンブルク(1978)、38頁参照。【】内は、原文において強調されている。

¹⁰ ブランケンブルク(1978)、39頁参照。前科学的経験段階とは、現象学的に言えば、認識の超越論的な段階ということである。「超越論的」という術語は、認識が成り立つ可能性の条件を明らかにするために開かれる探究の次元を示している。要するに、科学という認識が成立するには、その元となる次元があるということの意味しているのである。

¹¹ これらの方法について、末武康弘、諸富祥彦、得丸智子、村里忠之『質的研究法入門』、金子書房、2016年を参照のこと。また、エスノグラフィーについては、八田益之、田中研之輔『覚醒せよ、わが身体。』ハーベスト社、2017年を参照のこと。そして「借問」に関しては、金子一秀『スポーツ運動学入門』明和出版、2015年、141頁参照。

¹² 例えば、村田久行編著『記述現象学を学ぶ』川島書店、2017年を参照のこと。

¹³ 末武ほか(2016)を参照のこと。

¹⁴ むしろ実際には、スポーツ運動学ではすでに、金子明友『わざの伝承』明和出版、2002年において提示され、その先見の明も見逃せない。

¹⁵ 「措定(Setzung)」とは、そこに対象が実在とする意識の作用である。単純に、椅子がある、ペンがあると言明することである。だが、例えばそれが幻覚で実在しないとしても、そのように体験されていればそうした対象があると意識してしまうことがある。これは、そうした意識の作用を考慮し、そうした意識の状態を表す現象学の術語である。

¹⁶ Cf. Giorgi, A. *The Descriptive Phenomenology Method in Psychology. A Modified Husserlian Approach*, Pittsburgh, PA: Duquesne University Press. 2009.

¹⁷ ベナー、P、ルーベル、J.『現象学的人間論と看護』難波卓志訳、医学書院、1999年を参照のこと。

¹⁸ ヤスパース、K.『哲学入門』草薙正夫訳、新潮社、1954年参照。

¹⁹ この本質直観について、拙論「本質直観と時間意識」『現象学のパースペクティブ』河本英夫、稲垣論編著所収、晃洋書房、2017年を参照のこと。

²⁰ Vlg. Husserliana Bd. XXV: *Aufsätze und Vorträge (1911-1921)*, hrsg. von Th. Nenon und H. R. Sepp, 1987. (邦訳:「厳密な学としての哲学」『ブレンターノ フッサール』世界の名著62、小池稔訳、中央公論社、1980年)

²¹ 例えば、心の哲学における代表的な哲学者であるデネットは、現象学を独我論的であるとして、経験科学に適用できないと考えている。観測結果や三人称的な言明を経験科学として応用するためには、他者の内省報告を観察データとして認める「ヘテロ現象論」(Hetero-phenomenology)によって可能になるという(phenomenologyはPhänomenologieの英訳であるが、意味内実から筆者は現象「学」ではなく現象「論」としたい。およそフッサール現象学の正当な理解の上で現象学と言っているとは考え難い)。また、こうした考え方は、サールにおいても、他者の内省報告を認めるためには、生物学的なプロセスが意識的で心的な現象を産み出し、そしてこれらの心的な現象が還元不可能であるということ認める以外ないという。しかしながら、この主張の根拠は曖昧であり、あまりにも素朴で方法論的な説明もない。これらのことについて、cf. Dennett, D. C. *Consciousness Explained*, Back Bay Books, 1992. また、サール、J. R.『ディスカバー・マインド』宮原勇訳、筑摩書房、2008年を参照のこと。

²² 詳細については、武藤(2016)49頁を参照のこと。

²³ 詳細については、武藤(2017)48頁を参照のこと。

²⁴ 詳細については、武藤(2017)46-50頁を参照のこと。

²⁵ Cf. Smith, J. A. „Beyond the divide between cognition and discourse: Using interpretative phenomenological analysis in health psychology“, in *Psychology & Health*, 11, 1996, pp. 261-271. 解釈的現象学的分析について、その概略と批判がなされた、伊賀光屋「解釈的現象学的分析の方法論」『新潟大学教育学部研究紀要』第6巻第2号所収、新潟大学教育学部、2014年、169-192頁を参照のこと。

²⁶ 解釈学と一口に言っても、ディルタイ由来、ハイデガー由来、ガーダマー由来など、かなり意味内実が異なるが、差し当たり、人間の精神活動の所産を

人間の体験の表現として了解する、という意味で捉えておくこととする。

²⁷ ここではスポーツ運動学を主に取り上げるが、松葉洋一、西村ユミ『現象学的看護研究』医学書院、2014年も、厳密な現象学的研究の上に質的研究がなされている。本論で指摘した手続きは、それを通り抜けているかいないかで、拠るべき質的方法の吟味を可能にするだろう。

²⁸ 金子(2002) 523-529頁を参照のこと。

²⁹ 金子(2002) 524頁参照。

³⁰ 金子(2002) 525頁参照。

参考文献

- ベナー, P., ルーベル, J. 『現象学的人間論と看護』 難波卓志訳、医学書院、1999年
- ブランケンブルク, W. 『自明性の喪失』木村敏、岡本進、島弘嗣訳、みすず書房、1978年
- Dennett, D. C. *Consciousness Explained*, Back Bay Books, 1992.
- Giorgi, A. *The Descriptive Phenomenology Method in Psychology. A Modified Husserlian Approach*, Pittsburgh, PA: Duquesne University Press. 2009.
- 八田益之、田中研之輔『覚醒せよ、わが身体。』ハーベスト社、2017年
- Husserl, E. *Husserliana Bd. XXV: Aufsätze und Vorträge (1911-1921)*, hrsg. von Th. Nenon und H. R. Sepp, 1987. (邦訳:「厳密な学としての哲学」『ブレンターノ フッサール』世界の名著62、小池稔訳、中央公論社、1980年)
- 伊賀光屋「解釈的現象学的分析の方法論」『新潟大学教育学部研究紀要』第6巻第2号所収、新潟大学教育学部、2014年
- 金子明友『わぎの伝承』明和出版、2002年
- 金子一秀『スポーツ運動学入門』明和出版、2015年
- 河本英夫、稲垣諭編著『現象学のパースペクティブ』晃洋書房、2017年
- 松葉洋一、西村ユミ『現象学的看護研究』医学書院、2014年
- マイケル・ワイスバーグ『科学とモデル』松王政浩訳、名古屋大学出版会、2017年
- 村田久行編著『記述現象学を学ぶ』川島書店、2017年
- 武藤伸司「「身体学」の研究課題—身体学という学問体系の構築—」『東京女子体育大学・東京女子体育短期大学 紀要』第51号所収、東京女子体育大学・東京女子体育短期大学、2016年
- 「現象学と自然科学の相補関係に関する一考察(2)」『「エコ・フィロソフィ」研究』第10号所収、東洋大学「エコ・フィロソフィ」学際研究イニシアティブ、2016年
- 「幼児身体学の概要と課題」『東京女子体育大学・東京女子体育短期大学 紀要』第52号所収、東京女子体育大学・東京女子体育短期大学、2017年
- サール, J. R. 『ディスカバー・マインド』宮原勇訳、筑摩書房、2008年
- Smith, j. A. „Beyond the divide between cognition and discourse: Using interpretative phenomenological analysis in health psychology“, in *Psychology & Health*, 11, 1996.
- 末武康弘、諸富祥彦、得丸智子、村里忠之『質的研究法入門』、金子書房、2016年
- ヤスパース, K. 『哲学入門』草薙正夫訳、新潮社、1954年